

(平成16年4月1日現在)

## 電報サービス契約約款(平成11年経企第25号)

実施 平成11年7月1日

目次	
第1章 総則	2
第1条 約款の適用	2
第2条 約款の変更	2
第2条の2 約款の公表	2
第3条 用語の定義	2
第2章 電報サービスの提供区間	2
第4条 電報サービスの提供区間	2
第3章 伝送の順序	2
第5条 伝送の順序	2
第6条 緊急定文電報の伝送の順序	2
第4章 利用の制限	2
第7条 利用の制限	2
第5章 料金等	3
第8条 料金の設定等	3
第6章 損害賠償	3
第9条 責任の制限	3
別記	
1 電報サービスの提供区間	3
附則	4

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この電報サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより電報サービスを提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

### (約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のホームページその他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 電報サービス	発信人から依頼された通信を電気通信設備を使用して伝送し、配達（電気通信設備による送達を含みます。以下同じとします。）するサービス
4 電報	電報サービスにおいて取り扱われる通信
5 協定事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社

## 第2章 電報サービスの提供区間

### (電報サービスの提供区間)

第4条 当社は、別記1に定める提供区間において、電報の伝送を行います。

## 第3章 伝送の順序

### (伝送の順序)

第5条 電報の伝送の順序は、その受信の先後によります。

2 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（以下「非常扱いの電報」といいます。）は、前項の規定にかかわらず、他の電報に先立って伝送します。

3 前項に定めるものを除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報（以下「緊急扱いの電報」といいます。）は、第1項の規定にかかわらず、他の電報（非常扱いの電報を除きます。）に先立って伝送します。

4 前2項に規定する非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等については、協定事業者の契約約款等に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の場合に準じて取り扱います。

### (緊急定文電報の伝送の順序)

第6条 当社は、前条の規定によるほか、電報がふくそうし、緊急定文電報（協定事業者の契約約款に定める緊急定文電報若しくはそれに相当するものとします。）の伝送に支障があるときは、緊急定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送をすることがあります。

#### 第4章 利用の制限

##### (利用の制限)

第7条 当社は、電報が著しくふくそうするときは、非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を優先的に取り扱うため、そのふくそうの程度に応じて次の措置をとることがあります。

- (1) 非常扱いの電報のほかは、伝送しない措置
- (2) 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報のほかは、伝送しない措置

#### 第5章 料金等

##### (料金の設定等)

第8条 当社の電報サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせてその電報を受け付けた協定事業者が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

- 2 前項に規定する協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその電報に係る債権を他の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。)に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

#### 第6章 損害賠償

##### (責任の制限)

第9条 電報サービスに係る損害賠償の取扱いについては、その電報を受け付けた協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

ただし、その協定事業者の契約約款等に定める損害賠償を行う事態が当社の故意又は重大な過失により生じたときは、当社がその発信人の損害を賠償します。

#### 別記

##### 1 電報サービスの提供区間

電報サービスの提供区間は、相互接続点(当社と協定事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第10項に基づくものを含みます。)をいいます。))に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。)相互間(同一の相互接続点に終始する場合を含みます。以下同じとします。)とします。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(電報の取扱いに関する経過措置)

第2条 この約款実施前に、日本電信電話株式会社(以下「NTT」といいます。)が電報サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)の規定により発信を受け付けた電報であって、この約款実施の時までに配達されるに至らなかったもののうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分に係る取扱いについては、この約款実施の日において、この約款の規定に基づき取り扱うものとします。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第3条 この約款実施前に、NTTに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する電報サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則(平成15年3月29日経企第1289号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。